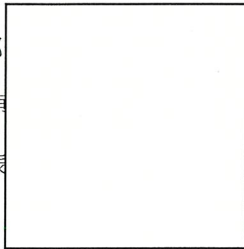



三原燃 第21-0468号
令和3年10月19日

原子力規制委員会 殿

茨城県那
三菱原
代表



川622番地1
賢治



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和2年3月27日付け原規規発第2003279号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可を受けた申請書(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物
成形施設の建物・構築物
組立施設の建物・構築物
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年3月27日

認可番号 原規規発第2003279号

4. 変更の内容

- (1) 材料に係る表記について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 材料に係る表記について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 材料に係る表記について、添付3に示すとおりとする。
- (4) 火災区域図の貫通部の表記について、添付4に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、材料に係る記載内容を適正化するためである。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

- (2) 本変更の理由は、材料に係る記載内容を適正化するためである。なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (3) 本変更の理由は、材料に係る記載内容を適正化するためである。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (4) 本変更の理由は、図面上における貫通部の表記を適正化するためである。なお、壁貫通部は耐火シールを施しており、壁強度に影響を及ぼすものではないため、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前(令和2年3月27日付原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

表1集-2 工場回転機工場 主要な構造材の仕様表(2/7)

耐震性能及び耐電圧性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 1-a. 柱脚部重石補強 鉄筋: 柱脚部重石補強、鉄筋コンクリート あと施工アンカー: 1-b. 鉄骨ブレース新設 1-c. 鉄骨ブレース交換補強 1-d. 柱脚部鉄骨補強 1-h. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板: 止水シート: 止水シート: (2)本体及び前室 1-e. 柱脚仕口部補強 鋼板 スタックラット あと施工アンカー: 1-f. 柱脚部溶接補強	(1)本体 1-a. 図1集-19, 26~30, 32~41, 45 1-b. 図1集-19~20, 22, 25~27, 29~30, 32, 34~35, 38~41, 48 1-c. 図1集-19~20, 22, 25~26, 30~31, 37, 40~41, 48 1-d. 図1集-20, 22~23, 25~30, 32, 34~38, 47 1-h. 図1集-5(1/3)~(3/3), 14~18 (2)本体及び前室 1-e. 図1集-20, 22~23, 25~41, 48 1-f. 図1集-19, 25~41, 46 (参考) 図1集-1(1/4)~(4/4) 添付説明書-建2-II 添付説明書-建2-付録2
	耐電圧 性能向上	(1)本体 1-i. 外壁サイディング補強 外壁: 外壁下地材: 1-j. 鉄屋補強 鉄骨: 1-l. 鋼板補強 下地材: 断熱材: 1-p. 折板張替え補強(排気塔) (2)前室 1-n. 外壁更新 外壁: 外壁下地材: 発泡性耐火被覆材: (3)本体及び前室 1-k. 鉄屋及びシヤッタ交換 鋼材: シヤッタの場合、シヤッタ面サイディングのレール部、板厚は、鉄屋の厚さ、面の板材、シヤッタの場合、スラット部を示す) 1-o. 折板追加補強 折板:

表1集-2 工場回転機工場 主要な構造材の仕様表(2/7)

耐震性能及び耐電圧性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 1-a. 柱脚部重石補強 鉄筋: 柱脚部重石補強、鉄筋コンクリート あと施工アンカー: 1-b. 鉄骨ブレース新設 1-c. 鉄骨ブレース交換補強 1-d. 柱脚部鉄骨補強 1-h. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板: 止水シート: 止水シート: (2)本体及び前室 1-e. 柱脚仕口部補強 鋼板 スタックラット あと施工アンカー: 1-f. 柱脚部溶接補強	(1)本体 1-a. 図1集-19, 26~30, 32~41, 45 1-b. 図1集-19~20, 22, 25~27, 29~30, 32, 34~35, 38~41, 48 1-c. 図1集-19~20, 22, 25~26, 30~31, 37, 40~41, 48 1-d. 図1集-20, 22~23, 25~30, 32, 34~38, 47 1-h. 図1集-5(1/3)~(3/3), 14~18 (2)本体及び前室 1-e. 図1集-20, 22~23, 25~41, 48 1-f. 図1集-19, 25~41, 46 (参考) 図1集-1(1/4)~(4/4) 添付説明書-建2-II 添付説明書-建2-付録2
	耐電圧 性能向上	(1)本体 1-i. 外壁サイディング補強 外壁: 外壁下地材: 1-j. 鉄屋補強 鉄骨: 1-l. 鋼板補強 下地材: 断熱材: 1-p. 折板張替え補強(排気塔) (2)前室 1-n. 外壁更新 外壁: 外壁下地材: 発泡性耐火被覆材: (3)本体及び前室 1-k. 鉄屋及びシヤッタ交換 鋼材: シヤッタの場合、シヤッタ面サイディングのレール部、板厚は、鉄屋の厚さ、面の板材、シヤッタの場合、スラット部を示す) 1-o. 折板追加補強 折板:

注1) 第2緑燃燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント②は表1集-2-1に、除燃室・分折室との間のエキスパンションジョイント④は表1集-2-3に示す。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1 建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (7/7)

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

建物名称	部位	境界位置	床		床	躯体	屋根	その他					
			1階	2階									
工場棟	躯体	境界位置	床	1階	2階	躯体	屋根	その他					
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他

表1 建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (7/7)

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

建物名称	部位	境界位置	床		床	躯体	屋根	その他					
			1階	2階									
工場棟	躯体	境界位置	床	1階	2階	躯体	屋根	その他					
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他
									床	床	躯体	屋根	その他

98

98

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付原規規発第2003279号にて認可)

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造物の仕様表(2/3)

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体 3-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: 新設筋: 新設基礎: 鉄筋: 鋼材: シャッタースライドのレールの部材、取付は、鉄筋の身 (鋼材は、鉄筋の場合、取付は、シャッタースライドの 部材、取付は、鉄筋の身、スラット部を示す)	(1) 本体 3-a. 図中建-1~2, 4 ~5, 11 3-b. 図中建-4, 8~10, 12 3-c. 図中建-4~5, 7 ~8, 10, 12 3-d. 図中建-4~5, 8 ~9, 12~13
	3-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: シアコネクタ: 3-c. パットレス新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: 3-d. スラブ新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー:	(2) 本体及び補強 図中建-1(1/4)~(1/4) 3-a. 図中建-6~10, 15 (参考) 照付説明書-建2-W 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: あと施工アンカー:
耐電害 性能向上	(1) 本体及び前室 3-1. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄骨: シャッタ補強材 断面寸法: 3-h. 折板取替え補強 折板: (2) 前室 3-g. 外壁更新 外壁: 外壁下地材: 発泡性耐火被覆材:	(1) 本体及び前室 3-1. 図中建-9, 12~13 図中建-1~2 3-h. 図中建-2, 6(側部) ~7(本体), 15 (2) 前室 3-g. 図中建-1~2, 4, 13 (参考) 図中建-1(1/4), (3/4) ~(1/4) 照付説明書-建3-W

変更後

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造物の仕様表(2/3)

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体 3-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: 新設筋: 新設基礎: 鉄筋: 鉄筋鋼板: シャッタースラット部: 3-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: シアコネクタ: 3-c. パットレス新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: 3-d. スラブ新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー:	(1) 本体 3-a. 図中建-1~2, 4 ~5, 11 3-b. 図中建-4, 8~10, 12 3-c. 図中建-4~5, 7 ~8, 10, 12 3-d. 図中建-4~5, 8 ~9, 12~13 鉄筋鋼板: シャッタースラット部: 3-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: シアコネクタ: 3-c. パットレス新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: 3-d. スラブ新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー:
	(2) 本体及び前室 3-e. 屋根面鉄骨補強 本体鉄骨: 前室鉄骨: (1) 本体及び前室 3-1. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄骨: シャッタ補強材 断面寸法: 3-h. 折板取替え補強 折板: (2) 前室 3-g. 外壁更新 外壁: 外壁下地材: 発泡性耐火被覆材:	(2) 本体及び前室 図中建-1(1/4)~(1/4) (参考) 照付説明書-建2-W (1) 本体及び前室 3-1. 図中建-9, 12~13 図中建-1~2 3-h. 図中建-2, 6(側部) ~7(本体), 15 (2) 前室 3-g. 図中建-1~2, 4, 13 (参考) 図中建-1(1/4), (3/4) ~(1/4) 照付説明書-建3-W

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表水建一3 工場棟組立工場 建物の各部位の仕様表 (1/3)

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

階	名称	部位	材質	主寸法 (mm)	図番号	工率		
190	水本工 工場棟	基礎	基礎 (1区)	RC	図中-16	既設		
							基礎 (2区) + 壁	既設
							基礎 (1区)	既設
		躯体	躯体 (1区)	RC	図中-17	既設		
							躯体 (2区)	既設
							躯体 (3区)	既設
		屋根	屋根 (1区)	RC	図中-17	既設		
							屋根 (2区)	既設
							屋根 (3区)	既設
		床	床 (1区)	RC	図中-17	既設		
							床 (2区)	既設
							床 (3区)	既設
							床 (4区)	既設
							床 (5区)	既設
							床 (6区)	既設
天井	天井 (1区)	RC	図中-17	既設				
					天井 (2区)	既設		
					天井 (3区)	既設		
					天井 (4区)	既設		
					天井 (5区)	既設		
					天井 (6区)	既設		
窓	窓 (1区)	RC	図中-12	既設				
					窓 (2区)	既設		
					窓 (3区)	既設		
					窓 (4区)	既設		
					窓 (5区)	既設		
					窓 (6区)	既設		

表水建一3 工場棟組立工場 建物の各部位の仕様表 (1/3)

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

階	名称	部位	材質	主寸法 (mm)	図番号	工率		
190	水本工 工場棟	基礎	基礎 (1区)	RC	図中-16	既設		
							基礎 (2区) + 壁	既設
							基礎 (1区)	既設
		躯体	躯体 (1区)	RC	図中-17	既設		
							躯体 (2区)	既設
							躯体 (3区)	既設
		屋根	屋根 (1区)	RC	図中-17	既設		
							屋根 (2区)	既設
							屋根 (3区)	既設
		床	床 (1区)	RC	図中-17	既設		
							床 (2区)	既設
							床 (3区)	既設
							床 (4区)	既設
							床 (5区)	既設
							床 (6区)	既設
天井	天井 (1区)	RC	図中-17	既設				
					天井 (2区)	既設		
					天井 (3区)	既設		
					天井 (4区)	既設		
					天井 (5区)	既設		
					天井 (6区)	既設		
窓	窓 (1区)	RC	図中-12	既設				
					窓 (2区)	既設		
					窓 (3区)	既設		
					窓 (4区)	既設		
					窓 (5区)	既設		
					窓 (6区)	既設		

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(2/3)

工室内容		図番号		新設		新設		新設		新設		新設		新設																
工室内容		図番号		新設		新設		新設		新設		新設		新設																
工室内容	図番号	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設															
																付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室

表1建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(2/3)

表1建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(2/3)

工室内容		図番号		新設		新設		新設		新設		新設		新設															
工室内容		図番号		新設		新設		新設		新設		新設		新設															
工室内容	図番号	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設														
																付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室	付属建物除染室・分析室

表1建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(2/3)

379

380

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前 (令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

番号	電巻	材料	寸法(mm) ※	備考
SD-1	※1	F3		
SD-2	※2	F3		
SD-3	※3	F3		
SD-4	※4	F3		
SD-5	※1	F3		
SD-220	※6	F3		
SD-7	※2	F3		
SD-8	※2	F3		
SD-9	※2	F3		
SD-10	※2	F3		
SD-11	※1	F3		
SD-12	※2	F3		
SD-14	※2	F3		
SD-15	※2	F3		
SD-16	※1	F3		
SD-17	※6	F3		
SD-18	※1	F1		
SD-19	※3	F1		
SD-20	※1	F1		
SD-21	※1	F3		
SD-22	※1	F3		
SD-55	※2	F3		
SD-56	※1	F3		

※ 既製の寸法は、原の概略寸法を示す。
 ※1 補強する鉄扉
 ※2 交換する鉄扉
 ※3 補強するシヤック
 ※4 シヤックの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。
 ※5 交換するシヤック
 ※6 次回以降申請

注) SD1は鉄扉、SS1はシヤックを示す。

工場棟、放射線管理棟、付属建物
 建具表
 図ノ建-12

625

変更後

番号	電巻	材料	寸法(mm) ※	備考
SD-1	※1	F3		
SD-2	※2	F3		
SD-3	※3	F3		
SD-4	※2	F3		
SD-5	※1	F3		
SD-220	※6	F3		
SD-7	※2	F3		
SD-8	※2	F3		
SD-9	※2	F3		
SD-10	※2	F3		
SD-11	※1	F3		
SD-12	※2	F3		
SD-14	※2	F3		
SD-15	※2	F3		
SD-16	※1	F3		
SD-17	※6	F3		
SD-18	※1	F1		
SD-19	※3	F1		
SD-20	※1	F1		
SD-21	※1	F3		
SD-22	※1	F3		
SD-55	※2	F3		
SD-56	※1	F3		

※ 既製の寸法は、原の概略寸法を示す。
 ※1 補強する鉄扉
 ※2 交換する鉄扉
 ※3 補強するシヤック
 ※4 シヤックの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。
 ※5 交換するシヤック
 ※6 次回以降申請

注) SD1は鉄扉、SS1はシヤックを示す。

工場棟、放射線管理棟、付属建物
 建具表
 図ノ建-12

625

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため、なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラント材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-1 建物の各部位の存在状態確認(船機工船)(7/7)

(注) 縦掛行は他の部位と共有していることを示す。

階層	部位	確認方法		確認結果		
		確認項目	確認時期	確認結果	確認時期	
1階	躯体	基礎	1	1	○	1
		柱	1	1	○	1
		梁	1	1	○	1
		床	1	1	○	1
		天井	1	1	○	1
		外壁	1	1	○	1
		内装	1	1	○	1
		屋根	1	1	○	1
		階段	1	1	○	1
		エレベーター	1	1	○	1
		エレベーターホール	1	1	○	1
		エレベーター機械室	1	1	○	1
		エレベーター制御室	1	1	○	1
		エレベーター乗降口	1	1	○	1
		エレベーター乗降口扉	1	1	○	1
エレベーター乗降口扉扉	1	1	○	1		
2階	躯体	基礎	1	1	○	1
		柱	1	1	○	1
		梁	1	1	○	1
		床	1	1	○	1
		天井	1	1	○	1
		外壁	1	1	○	1
		内装	1	1	○	1
		屋根	1	1	○	1
		階段	1	1	○	1
		エレベーター	1	1	○	1
		エレベーターホール	1	1	○	1
		エレベーター機械室	1	1	○	1
		エレベーター制御室	1	1	○	1
		エレベーター乗降口	1	1	○	1

表1-3-1 建物の各部位の存在状態確認(船機工船)(7/7)

(注) 縦掛行は他の部位と共有していることを示す。

階層	部位	確認方法		確認結果		
		確認項目	確認時期	確認結果	確認時期	
1階	躯体	基礎	1	1	○	1
		柱	1	1	○	1
		梁	1	1	○	1
		床	1	1	○	1
		天井	1	1	○	1
		外壁	1	1	○	1
		内装	1	1	○	1
		屋根	1	1	○	1
		階段	1	1	○	1
		エレベーター	1	1	○	1
		エレベーターホール	1	1	○	1
		エレベーター機械室	1	1	○	1
		エレベーター制御室	1	1	○	1
		エレベーター乗降口	1	1	○	1
		エレベーター乗降口扉	1	1	○	1
2階	躯体	基礎	1	1	○	1
		柱	1	1	○	1
		梁	1	1	○	1
		床	1	1	○	1
		天井	1	1	○	1
		外壁	1	1	○	1
		内装	1	1	○	1
		屋根	1	1	○	1
		階段	1	1	○	1
		エレベーター	1	1	○	1
		エレベーターホール	1	1	○	1
		エレベーター機械室	1	1	○	1
		エレベーター制御室	1	1	○	1
		エレベーター乗降口	1	1	○	1

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-3 梁の各部位の寸法に関する記載の存在しない箇所を修正する(1/1)

項目	変更前	変更後
1. 梁
2. 梁
3. 梁
4. 梁
5. 梁
6. 梁
7. 梁
8. 梁
9. 梁
10. 梁
11. 梁
12. 梁
13. 梁
14. 梁
15. 梁
16. 梁
17. 梁
18. 梁
19. 梁
20. 梁
21. 梁
22. 梁
23. 梁
24. 梁
25. 梁
26. 梁
27. 梁
28. 梁
29. 梁
30. 梁
31. 梁
32. 梁
33. 梁
34. 梁
35. 梁
36. 梁
37. 梁
38. 梁
39. 梁
40. 梁
41. 梁
42. 梁
43. 梁
44. 梁
45. 梁
46. 梁
47. 梁
48. 梁
49. 梁
50. 梁
51. 梁
52. 梁
53. 梁
54. 梁
55. 梁
56. 梁
57. 梁
58. 梁
59. 梁
60. 梁
61. 梁
62. 梁
63. 梁
64. 梁
65. 梁
66. 梁
67. 梁
68. 梁
69. 梁
70. 梁
71. 梁
72. 梁
73. 梁
74. 梁
75. 梁
76. 梁
77. 梁
78. 梁
79. 梁
80. 梁
81. 梁
82. 梁
83. 梁
84. 梁
85. 梁
86. 梁
87. 梁
88. 梁
89. 梁
90. 梁
91. 梁
92. 梁
93. 梁
94. 梁
95. 梁
96. 梁
97. 梁
98. 梁
99. 梁
100. 梁

表1-3-3 梁の各部位の寸法に関する記載の存在しない箇所を修正する(2/1)

項目	変更前	変更後
1. 梁
2. 梁
3. 梁
4. 梁
5. 梁
6. 梁
7. 梁
8. 梁
9. 梁
10. 梁
11. 梁
12. 梁
13. 梁
14. 梁
15. 梁
16. 梁
17. 梁
18. 梁
19. 梁
20. 梁
21. 梁
22. 梁
23. 梁
24. 梁
25. 梁
26. 梁
27. 梁
28. 梁
29. 梁
30. 梁
31. 梁
32. 梁
33. 梁
34. 梁
35. 梁
36. 梁
37. 梁
38. 梁
39. 梁
40. 梁
41. 梁
42. 梁
43. 梁
44. 梁
45. 梁
46. 梁
47. 梁
48. 梁
49. 梁
50. 梁
51. 梁
52. 梁
53. 梁
54. 梁
55. 梁
56. 梁
57. 梁
58. 梁
59. 梁
60. 梁
61. 梁
62. 梁
63. 梁
64. 梁
65. 梁
66. 梁
67. 梁
68. 梁
69. 梁
70. 梁
71. 梁
72. 梁
73. 梁
74. 梁
75. 梁
76. 梁
77. 梁
78. 梁
79. 梁
80. 梁
81. 梁
82. 梁
83. 梁
84. 梁
85. 梁
86. 梁
87. 梁
88. 梁
89. 梁
90. 梁
91. 梁
92. 梁
93. 梁
94. 梁
95. 梁
96. 梁
97. 梁
98. 梁
99. 梁
100. 梁

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

(注) 網掛けは他の部と共有していることを示す。

品名	仕様	単位	数量	単価	合計	備考
...

(2/1) 品名・仕様別 数量等関係の存在関係 (緑色部・分表部)

930

変更後

(注) 網掛けは他の部と共有していることを示す。

品名	仕様	単位	数量	単価	合計	備考
...

(2/1) 品名・仕様別 数量等関係の存在関係 (緑色部・分表部)

930

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添設建1-4表 火災区域の構造毎の耐火時間(4/6)

火災区域	耐火構造物	材質	厚さ	耐火時間	出典 ¹⁾
A5	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			3時間耐火	
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	外壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	区画境界壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	外壁			3時間耐火	
	区画境界壁			3時間耐火	
	床			3時間耐火	NFPA Handbook
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
H	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			1時間耐火	NFPA Handbook
	屋根			3時間耐火	
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			3時間耐火	
	床			3時間耐火	
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	シャッター			3時間耐火	
	区画境界壁			3時間耐火	
K1	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			3時間耐火	
	屋根			3時間耐火	
	床			3時間耐火	NFPA Handbook
	ガラリ部			1時間耐火以上	
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	区画境界壁			1時間耐火	国土交通省告示第253号
	鉄扉			3時間耐火	NFPA Handbook
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
K2	床			3時間耐火	NFPA Handbook
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	エキースバン			1時間耐火	
	シヨンジヨ			1時間耐火	
	イントカバ			1時間耐火	
	一(屋内)			1時間耐火	
	外壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	区画境界壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
K3	床			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	シャッター			1時間耐火	建設省告示第1369号
	エキースバン			1時間耐火	
	シヨンジヨ			1時間耐火	
	イントカバ			1時間耐火	
	一(屋内)			1時間耐火	
	区画境界壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号

添設建1-4表 火災区域の構造毎の耐火時間(4/6)

火災区域	耐火構造物	材質	厚さ	耐火時間	出典 ¹⁾
A5	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			3時間耐火	
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	外壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	区画境界壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	外壁			3時間耐火	
	区画境界壁			3時間耐火	
	床			3時間耐火	NFPA Handbook
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
H	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			1時間耐火	NFPA Handbook
	屋根			3時間耐火	
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			3時間耐火	
	床			3時間耐火	
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	シャッター			3時間耐火	
	区画境界壁			3時間耐火	
K1	外壁			3時間耐火	NFPA Handbook
	区画境界壁			3時間耐火	
	屋根			3時間耐火	
	床			3時間耐火	NFPA Handbook
	ガラリ部			1時間耐火以上	
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	区画境界壁			1時間耐火	国土交通省告示第253号
	鉄扉			3時間耐火	NFPA Handbook
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
K2	床			3時間耐火	NFPA Handbook
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	エキースバン			1時間耐火	
	シヨンジヨ			1時間耐火	
	イントカバ			1時間耐火	
	一(屋内)			1時間耐火	
	外壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	区画境界壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
K3	床			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号
	シャッター			1時間耐火	建設省告示第1369号
	エキースバン			1時間耐火	
	シヨンジヨ			1時間耐火	
	イントカバ			1時間耐火	
	一(屋内)			1時間耐火	
	区画境界壁			1時間耐火	建設省告示第1369号
	屋根			1時間耐火	建設省告示第1369号
	鉄扉			1時間耐火	建設省告示第1369号

1034

1031

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>(3) 判定基準</p> <p>(3)-1 敷地内の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災源と対象建物①～⑧との間に影響を遮る障壁がある場合は、火災の影響が及ばないものとする。 ・ 危険物と建物との最短距離を離隔距離として評価する。 ・ 評価温度 T(℃) と許容温度 < 許容温度であることを確認する。 ・ 許容温度は、以下のとおりとする。 <p>壁・屋根 (コンクリート) : 200℃ (出典: 建築火災のメカニズムと火災安全設計)</p> <p>壁・屋根 (ALC) : 400℃ (出典: 建築学実験Ⅱ構造)</p> <p>壁 (サイディング)* (): 325℃ (出典: 建築火災のメカニズムと火災安全設計(鋼材の強度低下率が1である範囲の上限温度))</p> <p>*サイディングについては補足資料参照</p> <p>ルバリウム鋼板と内側のSS400は均一に昇温すること、壁面温度の評価式には建物壁の面積あたりの熱容量C₁を使用していることから、ガルバリウム鋼板とSS400の合計からの壁単位面積当たりの質量100kg/㎡を加熱対象として適用した。</p> <p>鉄扉 ()、シャッター ()、屋根 () : 450℃ (出典: 建築火災のメカニズムと火災安全設計(自重(長期荷重))に対して変形が認められない温度(許容鋼材温度))</p> <p>※ Exp.J () : 700℃ (出典: ステンレス協会 HP)</p> <p>※ Exp.Jの止水シートについては、閉じ込め性能を維持することを確認した。添付説明書一巻1-付録3を参照のこと。</p> <p>(3)-2 敷地外の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地外のタンクローリーの火災は、敷地内の火災と同様に評価し判定する。 ・ 当社敷地の東側に隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社の火災源(危険物屋外タンク貯蔵所)に最も近い当社加工施設の建物は、事業許可のとり第1廃棄物処理所(申請対象外)であり、火災源との距離は□mである。 ・ 本申請範囲の建物と敷地外の火災源の距離は□m以上であり、外壁温度が許容温度になる危険距離が□mより小さいことを確認する。 	<p>(3) 判定基準</p> <p>(3)-1 敷地内の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災源と対象建物①～⑧との間に影響を遮る障壁がある場合は、火災の影響が及ばないものとする。 ・ 危険物と建物との最短距離を離隔距離として評価する。 ・ 評価温度 T(℃) と許容温度 < 許容温度であることを確認する。 ・ 許容温度は、以下のとおりとする。 <p>壁・屋根 (コンクリート) : 200℃ (出典: 建築火災のメカニズムと火災安全設計)</p> <p>壁・屋根 (ALC) : 400℃ (出典: 建築学実験Ⅱ構造)</p> <p>壁 (サイディング)* (): 325℃ (出典: 建築火災のメカニズムと火災安全設計(鋼材の強度低下率が1である範囲の上限温度))</p> <p>*サイディングについては補足資料参照</p> <p>ルバリウム鋼板と内側のSS400は均一に昇温すること、壁面温度の評価式には建物壁の面積あたりの熱容量C₁を使用していることから、ガルバリウム鋼板とSS400の合計からの壁単位面積当たりの質量100kg/㎡を加熱対象として適用した。</p> <p>鉄扉 ()、シャッター ()、屋根 () : 450℃ (出典: 建築火災のメカニズムと火災安全設計(自重(長期荷重))に対して変形が認められない温度(許容鋼材温度))</p> <p>※ Exp.J () : 700℃ (出典: ステンレス協会 HP)</p> <p>※ Exp.Jの止水シートについては、閉じ込め性能を維持することを確認した。添付説明書一巻1-付録3を参照のこと。</p> <p>(3)-2 敷地外の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地外のタンクローリーの火災は、敷地内の火災と同様に評価し判定する。 ・ 当社敷地の東側に隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社の火災源(危険物屋外タンク貯蔵所)に最も近い当社加工施設の建物は、事業許可のとり第1廃棄物処理所(申請対象外)であり、火災源との距離は□mである。 ・ 本申請範囲の建物と敷地外の火災源の距離は□m以上であり、外壁温度が許容温度になる危険距離が□mより小さいことを確認する。 	<p>材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <p>③ ALC</p> <ul style="list-style-type: none"> ALCの許容温度は、強度を維持できる400℃(出典)とした。 なお、ALCとは、高温高圧蒸気養生された軽集気泡コンクリートをいう。 <p>出典) 日本建築学会「建築学便覧Ⅱ構造」(昭和52年12月15日発行)</p> <p>④ ALC+コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ALCとコンクリートを組み合わせた壁については、保守的にコンクリートを考慮せず、許容温度をALCと同じ400℃とした。 石膏ボードの許容温度は、内部の結晶水を維持できる150℃(出典)とした。 <p>出典) 日本建築学会「建築学便覧Ⅱ構造」(昭和52年12月15日発行) 及び 石膏ボード工業会HP</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可で転換工場に耐火壁を設置するとしていた箇所には、石膏ボードを設置するが、それが困難な箇所については、部分的に□の鋼板(□)を施工する。この鋼板の許容温度は325℃(出典)とした。 <p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <p>⑤ 鉄扉/シャッター</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄扉、シャッターについては、□厚みの□(許容温度：700℃)と比較して、許容温度が低い鋼板(鉄扉) □ シャッター □ を評価した。鉄扉、シャッターは、自重以外の外力を受けないため鋼板の自重(長期荷重)に対して変形が認められない450℃(出典)を許容温度とした。 <p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <p>⑦ エキスパンションジョイント</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイントについては、外側の追設カバー(□)：□厚み)を評価対象とし、変形が認められない700℃(出典)を許容温度とした。 <p>⑧ 屋根</p> <p>出典) ステレンス協会 HP</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の材料であるガルバリウム鋼板は、自重に対して変形が認められない450℃(出典)を許容温度とした。 <p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の材料であるコンクリートは、①と同様に200℃を許容温度とした。 屋根の材料であるALCは、③と同様に400℃を許容温度とした。 	<p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <p>③ ALC</p> <ul style="list-style-type: none"> ALCの許容温度は、強度を維持できる400℃(出典)とした。 なお、ALCとは、高温高圧蒸気養生された軽集気泡コンクリートをいう。 <p>出典) 日本建築学会「建築学便覧Ⅱ構造」(昭和52年12月15日発行)</p> <p>④ ALC+コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> ALCとコンクリートを組み合わせた壁については、保守的にコンクリートを考慮せず、許容温度をALCと同じ400℃とした。 石膏ボードの許容温度は、内部の結晶水を維持できる150℃(出典)とした。 <p>出典) 日本建築学会「建築学便覧Ⅱ構造」(昭和52年12月15日発行) 及び 石膏ボード工業会HP</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可で転換工場に耐火壁を設置するとしていた箇所には、石膏ボードを設置するが、それが困難な箇所については、部分的に□の鋼板(□)を施工する。この鋼板の許容温度は325℃(出典)とした。 <p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <p>⑤ 鉄扉/シャッター</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄扉、シャッターについては、□厚みの□(許容温度：700℃)と比較して、許容温度が低い鋼板(鉄扉) □ シャッター □ を評価した。鉄扉、シャッターは、自重以外の外力を受けないため鋼板の自重(長期荷重)に対して変形が認められない450℃(出典)を許容温度とした。 <p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <p>⑦ エキスパンションジョイント</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイントについては、外側の追設カバー(□)：□厚み)を評価対象とし、変形が認められない700℃(出典)を許容温度とした。 <p>⑧ 屋根</p> <p>出典) ステレンス協会 HP</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の材料であるガルバリウム鋼板は、自重に対して変形が認められない450℃(出典)を許容温度とした。 <p>出典) 財団法人 日本建築センター「建築火災のメカニズムと火災安全設計」(平成19年12月25日発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の材料であるコンクリートは、①と同様に200℃を許容温度とした。 屋根の材料であるALCは、③と同様に400℃を許容温度とした。 	<p>材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲み、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲みで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

添説建9-16表 各航空機落下による対象建物外側鉄扉・シャッターの温度上昇

項目	① 民間- 離着陸	③		④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
		有視界 大型	有視界 小型		
初期温度	T ₀	40	40	40	40
燃焼継続時間(s)	t	5,000	6,400	5,700	4,900
熱伝達率(W/m ² /K)	h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
壁の密度(kg/m ³)	ρ	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2
壁の比熱(J/kg/K)	C _p	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2
壁厚み(m)	X				
壁の面積あたりの 熱容量(J/m ² /K)	C _w	5,820	5,820	5,820	5,820
入熱後の温度(°C)	T	41	52	217	358
許容温度(°C)		<450	<450	<450	<450

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

添説建9-17表 各航空機落下による対象建物外側屋根の温度上昇

項目	① 民間- 離着陸	③		④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
		有視界 大型	有視界 小型		
初期温度	T ₀	40	40	40	40
燃焼継続時間(s)	t	5,000	6,400	5,700	4,900
熱伝達率(W/m ² /K)	h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
屋根の密度(kg/m ³)	ρ	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2
屋根の比熱(J/kg/K)	C _p	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2
屋根厚み(m)	X				
屋根の面積あたりの 熱容量(J/m ² /K)	C _r	2,910	2,910	2,910	2,910
入熱後の温度(°C)	T	41	52	217	358
許容温度(°C)		<450	<450	<450	<450

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

変更後

添説建9-16表 各航空機落下による対象建物外側鉄扉・シャッターの温度上昇

項目	① 民間- 離着陸	③		④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
		有視界 大型	有視界 小型		
初期温度	T ₀	40	40	40	40
燃焼継続時間(s)	t	5,000	6,400	5,700	4,900
熱伝達率(W/m ² /K)	h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
壁の密度(kg/m ³)	ρ	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2
壁の比熱(J/kg/K)	C _p	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2
壁厚み(m)	X				
壁の面積あたりの 熱容量(J/m ² /K)	C _w	5,820	5,820	5,820	5,820
入熱後の温度(°C)	T	41	52	217	358
許容温度(°C)		<450	<450	<450	<450

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

添説建9-17表 各航空機落下による対象建物外側屋根の温度上昇

項目	① 民間- 離着陸	③		④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
		有視界 大型	有視界 小型		
初期温度	T ₀	40	40	40	40
燃焼継続時間(s)	t	5,000	6,400	5,700	4,900
熱伝達率(W/m ² /K)	h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
屋根の密度(kg/m ³)	ρ	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2
屋根の比熱(J/kg/K)	C _p	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2
屋根厚み(m)	X				
屋根の面積あたりの 熱容量(J/m ² /K)	C _r	2,910	2,910	2,910	2,910
入熱後の温度(°C)	T	41	52	217	358
許容温度(°C)		<450	<450	<450	<450

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字工線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

6. 組立工場に対する航空機落下による火災影響評価結果
 組立工場の航空機落下火災評価の評価対象範囲を添説建9-3図に示す。
 事業許可では、評価対象の標的面積は、安全側に標的面積を大きくするために15通りまでを範囲とし、評価対象の壁は15通りの壁を評価していた。但し、建物の独立性は14a通りに新設する壁で確保していた。
 本申請では、組立工場の航空機落下火災評価は事業許可のとおり、評価対象の標的面積を15通りまでとし、評価対象の壁は、14a通りに独立性を確保する耐火壁()、()及び鉄扉・シャッター()、ダンパ()、()がある。壁については安全側に壁厚みが薄い15通りの壁()を評価対象とした。

6.1 組立工場の輻射熱(輻射強度)
 組立工場の外壁仕様を添説建9-3図に、また、各航空機の輻射強度の算出結果を添説建9-18表に示す。

添説建9-18表 各航空機の輻射強度

項目	① 民間一 階着陸	② 有視界 大型	③ 有視界 小型	④ 軍機一 飛行中	⑤ 軍機一 往復時
航空機	B737-800	B747-400	Dc228	KC767	F15
輻射発散度(RW/m ²)	R _r 50 注1	50 注1	50 注1	58 注1	58 注1
10 ⁷ となる面積(m ²)	S 2,100,000	500,000	14,000	53,000	18,000
離隔距離(m)	L 770	330	33	65	16
燃焼半径(m)	R 5.9	15	2.9	11	3.8
形態係数	Φ 1.1×10 ⁻⁴	4.0×10 ⁻³	1.5×10 ⁻²	5.2×10 ⁻²	9.2×10 ⁻²
輻射強度(W/m ²)	E 5.5	200	800	3,000	5,400

注1) 出典：NUREG1805

2220

変更後

6. 組立工場に対する航空機落下による火災影響評価結果
 組立工場の航空機落下火災評価の評価対象範囲を添説建9-3図に示す。
 事業許可では、評価対象の標的面積は、安全側に標的面積を大きくするために15通りまでを範囲とし、評価対象の壁は15通りの壁を評価していた。但し、建物の独立性は14a通りに新設する壁で確保していた。
 本申請では、組立工場の航空機落下火災評価は事業許可のとおり、評価対象の標的面積を15通りまでとし、評価対象の壁は、14a通りに独立性を確保する耐火壁()、()及び鉄扉・シャッター()、ダンパ()がある。壁については安全側に壁厚みが薄い15通りの壁()を評価対象とした。

6.1 組立工場の輻射熱(輻射強度)
 組立工場の外壁仕様を添説建9-3図に、また、各航空機の輻射強度の算出結果を添説建9-18表に示す。

添説建9-18表 各航空機の輻射強度

項目	① 民間一 階着陸	② 有視界 大型	③ 有視界 小型	④ 軍機一 飛行中	⑤ 軍機一 往復時
航空機	B737-800	B747-400	Dc228	KC767	F15
輻射発散度(RW/m ²)	R _r 50 注1	50 注1	50 注1	58 注1	58 注1
10 ⁷ となる面積(m ²)	S 2,100,000	500,000	14,000	53,000	18,000
離隔距離(m)	L 770	330	33	65	16
燃焼半径(m)	R 5.9	15	2.9	11	3.8
形態係数	Φ 1.1×10 ⁻⁴	4.0×10 ⁻³	1.5×10 ⁻²	5.2×10 ⁻²	9.2×10 ⁻²
輻射強度(W/m ²)	E 5.5	200	800	3,000	5,400

注1) 出典：NUREG1805

2220

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

高説建9-21表 各航空機落下による対象建物外側鉄原 注3・シャッタ 注4

項目	注4 () ・ ダンパ () の温度上昇				
	① 民間- 離着陸	③ 有視界 大型	③ 有視界 小型	④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
初期温度 T_0	40	40	40	40	40
燃焼継続時間(s) t	5,000	6,400	1,800	5,700	4,900
熱伝達率($W/m^2/K$) h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
壁の密度(kg/m^3) ρ	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2
壁の比熱($J/kg/K$) C_p	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2
壁厚み(m) X	()	()	()	()	()
壁の面積あたりの 熱容量($J/m^2/K$) C_w	5,820	5,820	5,820	5,820	5,820
入熱後の温度($^{\circ}C$) T	41	52	87	217	358
許容温度($^{\circ}C$)	<450	<450	<450	<450	<450

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

注3) SD-17 (図イ建-9参照) は次回以降申請する。

注4) 14a通りの鉄原・シャッタ () を含む。

高説建9-22表 各航空機落下による対象建物外側エキスパンションジョイント追放カバー () の温度上昇

項目	注4 () ・ ダンパ () の温度上昇				
	① 民間- 離着陸	③ 有視界 大型	③ 有視界 小型	④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
初期温度 T_0	40	40	40	40	40
燃焼継続時間(s) t	5,000	6,400	1,800	5,700	4,900
熱伝達率($W/m^2/K$) h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
壁の密度(kg/m^3) ρ	7,820 注2	7,820 注2	7,820 注2	7,820 注2	7,820 注2
壁の比熱($J/kg/K$) C_p	460 注2	460 注2	460 注2	460 注2	460 注2
壁厚み(m) X	()	()	()	()	()
壁の面積あたりの 熱容量($J/m^2/K$) C_w	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
入熱後の温度($^{\circ}C$) T	41	52	88	217	358
許容温度($^{\circ}C$)	<700	<700	<700	<700	<700

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

2222

変更後

高説建9-21表 各航空機落下による対象建物外側鉄原 注3・シャッタ 注4

項目	注4 () ・ ダンパ () の温度上昇				
	① 民間- 離着陸	③ 有視界 大型	③ 有視界 小型	④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
初期温度 T_0	40	40	40	40	40
燃焼継続時間(s) t	5,000	6,400	1,800	5,700	4,900
熱伝達率($W/m^2/K$) h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
壁の密度(kg/m^3) ρ	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2	7,830 注2
壁の比熱($J/kg/K$) C_p	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2	465 注2
壁厚み(m) X	()	()	()	()	()
壁の面積あたりの 熱容量($J/m^2/K$) C_w	5,820	5,820	5,820	5,820	5,820
入熱後の温度($^{\circ}C$) T	41	52	87	217	358
許容温度($^{\circ}C$)	<450	<450	<450	<450	<450

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

注3) SD-17 (図イ建-9参照) は次回以降申請する。

注4) 14a通りの鉄原・シャッタ () を含む。

高説建9-22表 各航空機落下による対象建物外側エキスパンションジョイント追放カバー () の温度上昇

項目	注4 () ・ ダンパ () の温度上昇				
	① 民間- 離着陸	③ 有視界 大型	③ 有視界 小型	④ 軍機- 飛行中	⑤ 軍機- 往復時
初期温度 T_0	40	40	40	40	40
燃焼継続時間(s) t	5,000	6,400	1,800	5,700	4,900
熱伝達率($W/m^2/K$) h	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1	17 注1
壁の密度(kg/m^3) ρ	7,820 注2	7,820 注2	7,820 注2	7,820 注2	7,820 注2
壁の比熱($J/kg/K$) C_p	460 注2	460 注2	460 注2	460 注2	460 注2
壁厚み(m) X	()	()	()	()	()
壁の面積あたりの 熱容量($J/m^2/K$) C_w	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
入熱後の温度($^{\circ}C$) T	41	52	88	217	358
許容温度($^{\circ}C$)	<700	<700	<700	<700	<700

注1) 出典：空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」(平成19年12月25日発行)

注2) 出典：日本機械学会「機械工学便覧」(平成元年9月30日発行)

2222

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

表2 事業許可との相違点リスト (7/11)

項目	基本方針	基本設計	詳細設計	本申請
外部からの影響による上部の耐火性能の低下 (防火区画) (防火区画) (防火区画)	防火区画の一般構造 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能
外部からの影響による下部の耐火性能の低下 (防火区画) (防火区画)	防火区画の一般構造 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能
外部からの影響による耐火性能の低下 (防火区画) (防火区画)	防火区画の一般構造 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能

変更前(令和2年3月27日付原規規案第0003279号にて認可)

表2 事業許可との相違点リスト (7/11)

項目	基本方針	基本設計	詳細設計	本申請
外部からの影響による上部の耐火性能の低下 (防火区画) (防火区画)	防火区画の一般構造 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能
外部からの影響による下部の耐火性能の低下 (防火区画) (防火区画)	防火区画の一般構造 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能
外部からの影響による耐火性能の低下 (防火区画) (防火区画)	防火区画の一般構造 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能	防火区画の耐火性能 (1) 防火区画の耐火性能 (2) 防火区画の耐火性能 (3) 防火区画の耐火性能

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラック率の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施工の保全上支障のない変更である。

変更内容を黒文字下線もしくは括弧強調し、変更箇所を赤字下線もしくは括弧強調し示す。

添付 2

変更前(令和2年3月27日付原規規発第2003279号にて認可)

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造物材の仕様表(7/7)

主要な部材寸法及び材料(2/2)	区分	部材寸法	材質
工事番号及び工事名称 I-e.柱梁仕口部補強	新設		
	既設		
I-f.柱脚部溶接補強	新設		
I-g.耐火壁追設	新設		
I-h.エキスパンションジョイント改造	新設		
I-i.外壁サイディング補強	新設		
I-j.鉄筋補強	新設		
I-k.鉄扉及びシャッター交換	新設		
I-l.鋼板補強	新設		
I-m.鋼板新設	新設		
I-n.外壁更新	新設		
I-o.折板追設補強	新設		
I-p.折板張替え補強	新設		

(参考)
添設建 2-Ⅱ.1.6-1表~6-9表
添付説明書-建2-付録2
添設建 3-Ⅱ.1.4-1表
添設建 3-XI.3.8-1表
添設建 3-XI.4.7-1表

変更後

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造物材の仕様表(7/7)

主要な部材寸法及び材料(2/2)	区分	部材寸法	材質
工事番号及び工事名称 I-e.柱梁仕口部補強	新設		
	既設		
I-f.柱脚部溶接補強	新設		
I-g.耐火壁追設	新設		
I-h.エキスパンションジョイント改造	新設		
I-i.外壁サイディング補強	新設		
I-j.鉄筋補強	新設		
I-k.鉄扉及びシャッター交換	新設		
I-l.鋼板補強	新設		
I-m.鋼板新設	新設		
I-n.外壁更新	新設		
I-o.折板追設補強	新設		
I-p.折板張替え補強	新設		

(参考)
添設建 2-Ⅱ.1.6-1表~6-9表
添付説明書-建2-付録2
添設建 3-Ⅱ.1.4-1表
添設建 3-XI.3.8-1表
添設建 3-XI.4.7-1表

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3-a. 壁新設補強	新設		
3-b. 壁増打ち補強	新設		
3-c. バットレス新設補強	新設		
3-d. スラブ新設補強	新設		
3-e. 屋根面鉄骨補強	新設		
	既設		
3-f. 鉄骨及びビジャッタ補強	新設		
3-g. 外壁更新(前室)	新設		
	既設		
3-h. 折板張替え補強	新設		

(参考)
添設建 2-IV.1.6-10表
添設建 3-IV.1.4-1表
添設建 3-XI.3.8-1表
転換工場との間のエキスパンションジョイント④は表イ建-2に、成型工場との間のエキスパンションジョイント⑤は表へ建-2-2に示す。

変更後

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3-a. 壁新設補強	新設		
3-b. 壁増打ち補強	新設		
3-c. バットレス新設補強	新設		
3-d. スラブ新設補強	新設		
3-e. 屋根面鉄骨補強	新設		
	既設		
3-f. 鉄骨及びビジャッタ補強	新設		
3-g. 外壁更新(前室)	新設		
	既設		
3-h. 折板張替え補強	新設		

(参考)
添設建 2-IV.1.6-10表
添設建 3-IV.1.4-1表
添設建 3-XI.3.8-1表
転換工場との間のエキスパンションジョイント④は表イ建-2に、成型工場との間のエキスパンションジョイント⑤は表へ建-2-2に示す。

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付原規規発第2003279号にて認可)

表1 建-2-3 付風建物除染室・分析室 主要な構造物材の仕様表(2/4)

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体 8-a. 柱脚補強: 鉄筋: あと施工アンカー: 8-b. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨: 8-c. 屋根面鉄骨補強 鉄骨: 8-e. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板: 止水シート:	(1) 本体 8-a. 図1建-25, 28~31 8-b. 図1建-25, 30~31 8-c. 図1建-27~29, 34 8-e. 図1建-5(1/3), 図1建-22~24 (参考) 図1建-1(1/4)~(2/4) 係付説明書-建-2-K 係付説明書-建-2-付録2
	耐電巻 性能向上	(1) 本体 8-f. 外壁サイディング補強 新設基礎: 鉄筋: あと施工アンカー: 外壁下地材: 外壁: 8-g. 鉄筋補強 鉄骨: 8-h. 鉄筋及びシヤッタ交換 鋼材: 8-i. 折板設置補強 (鋼材は、鉄面の場合、シヤッタの場合、 シヤッタの板材、鉄面の場合、鉄面の場合、 屋の板材、シヤッタの板材、スラッタ部を指す) 折板: (参考) 図1建-1(1/4)~(2/4) 係付説明書-建-2-K
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1) 本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材: 石膏ボード:	(1) 本体 8-d. 図1建-22 (参考) 図1建-1(1/4) 係付説明書-建-1

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント(注)は表-建-2-1に示す。

変更後

表1 建-2-3 付風建物除染室・分析室 主要な構造物材の仕様表(2/4)

項目	仕様	対象図面
耐震性能及び 耐電巻性能等の 適合に関する 主要な構造物材 基本仕様	(1) 本体 8-a. 柱脚補強: 鉄筋: あと施工アンカー: 8-b. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨: 8-c. 屋根面鉄骨補強 鉄骨: 8-e. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板: 止水シート:	(1) 本体 8-a. 図1建-25, 28~31 8-b. 図1建-25, 30~31 8-c. 図1建-27~29, 34 8-e. 図1建-5(1/3), 図1建-22~24 (参考) 図1建-1(1/4)~(2/4) 係付説明書-建-2-K 係付説明書-建-2-付録2
	耐電巻 性能向上	(1) 本体 8-f. 外壁サイディング補強 新設基礎: 鉄筋: あと施工アンカー: 外壁下地材: 外壁: 8-g. 鉄筋補強 鉄骨: 8-h. 鉄筋及びシヤッタ交換 鋼材: 8-i. 折板設置補強 (鋼材は、鉄面の場合、シヤッタの場合、 シヤッタの板材、鉄面の場合、鉄面の場合、 屋の板材、シヤッタの板材、スラッタ部を指す) 折板: (参考) 図1建-1(1/4)~(2/4) 係付説明書-建-2-K
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1) 本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材: 石膏ボード:	(1) 本体 8-d. 図1建-22 (参考) 図1建-1(1/4) 係付説明書-建-1

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント(注)は表-建-2-1に示す。

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため、なお、スラッタ材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前（令和2年3月27日付原規規発第2003279号にて認可）

表ト建-2-3 付風建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称 8-a. 柱脚補強	区分	部材寸法	材質
	新設		
	既設		
8-b. 鉄骨プレース交換補強	新設		
	既設		
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設		
	既設		
8-d. 間仕切り壁更新	新設		
8-e. エキスパンションジョイント改造	新設		
8-f. 外壁サイディング補強	新設		
8-g. 鉄屑補強	新設		
8-h. 鉄屑及びシヤッタ交換	新設		
8-i. 折板設置補強	新設		

(参考)
添説建2-IX.1.6-1表
添付説明書-建2-付録2
添説建3-IX.1.4-1表

371

変更後

表ト建-2-3 付風建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質 工事番号及び工事名称 8-a. 柱脚補強	区分	部材寸法	材質
	新設		
	既設		
8-b. 鉄骨プレース交換補強	新設		
	既設		
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設		
	既設		
8-d. 間仕切り壁更新	新設		
8-e. エキスパンションジョイント改造	新設		
8-f. 外壁サイディング補強	新設		
8-g. 鉄屑補強	新設		
8-h. 鉄屑及びシヤッタ交換	新設		
8-i. 折板設置補強	新設		

(参考)
添説建2-IX.1.6-1表-6-9表
添付説明書-建2-付録2
添説建3-IX.1.4-1表

371

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため、なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 3

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質		区分	部材寸法	材質
工事番号及び工事名称		新設		
2-a. 壁新設補強		新設		
2-b. 壁増打ち補強		新設		
2-c. 梁側面増打ち補強		新設		
2-d. スラブ増打ち補強		新設		
2-e. 鉄骨ブレース新設		新設		
2-f. 屋根面鉄骨補強		新設		
		既設		
2-g. 耐火壁追設		新設		
2-h. エキスパンションジョイント改造		新設		
2-i. 鉄骨補強		新設		
2-j. 鉄骨交換		新設		
2-k. シヤッタ改造		改造		
2-l. 折板追設補強		新設		

(参考)
添設建 2-III.1.6-16表~6-21表
添付説明書 2-付録2
添設建 3-III.1.4-1表
添設建 3-XI.3.8-1表
添設建 3-XI.4.7-1表

139

変更後

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質		区分	部材寸法	材質
工事番号及び工事名称		新設		
2-a. 壁新設補強		新設		
2-b. 壁増打ち補強		新設		
2-c. 梁側面増打ち補強		新設		
2-d. スラブ増打ち補強		新設		
2-e. 鉄骨ブレース新設		新設		
2-f. 屋根面鉄骨補強		新設		
		既設		
2-g. 耐火壁追設		新設		
2-h. エキスパンションジョイント改造		新設		
2-i. 鉄骨補強		新設		
2-j. 鉄骨交換		新設		
2-k. シヤッタ改造		改造		
2-l. 折板追設補強		新設		

(参考)
添設建 2-III.1.6-16表~6-21表
添付説明書 2-付録2
添設建 3-III.1.4-1表
添設建 3-XI.3.8-1表
添設建 3-XI.4.7-1表

139

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付原規規発第2003279号にて認可)

表へ建-2-2 付風建物容器管理棟 主要な構造材の仕様表(2/2)

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能及び耐疲労性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐震性能向上	(1)前室 5-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:	(1)前室 5-a. 図イ建-5(1/3), 図へ建-6~12 (参考) 図イ建-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2
	(1)保管室及び前室 5-b. 鉄筋補強材 鉄骨:	(1)保管室及び前室 5-b. 図イ建-9, 12~ 13 図へ建-6~8
耐震性能向上	(2)前室 5-c. 外壁更新 鉄骨: 外壁下地材: あと施工アンカー: 外壁: 発泡性耐火被覆材:	(2)前室 5-c. 図へ建-6~7, 10, 13 (参考) 図イ建-1(1/4) 添付説明書-建3-VI 添付説明書-建1

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板:	
	新設	鉄筋補強材	
5-c. 外壁更新	新設	鉄骨: 外壁下地材: あと施工アンカー: ガルバリウム鋼板:	
	既設	鉄骨:	

(参考)
添設建 2-VI.1.6-6 表
添付説明書-建2-付録2
添設建 3-VI.1.4-1 表
添設建 3-XI.3.8-1 表

245

変更後

表へ建-2-2 付風建物容器管理棟 主要な構造材の仕様表(2/2)

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能及び耐疲労性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐震性能向上	(1)前室 5-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:	(1)前室 5-a. 図イ建-5(1/3), 図へ建-6~12 (参考) 図イ建-1(1/4) 添付説明書-建2- 付録2
	(1)保管室及び前室 5-b. 鉄筋補強材 鉄骨:	(1)保管室及び前室 5-b. 図イ建-9, 12~ 13 図へ建-6~8
耐震性能向上	(2)前室 5-c. 外壁更新 鉄骨: 外壁下地材: あと施工アンカー: 外壁: 発泡性耐火被覆材:	(2)前室 5-c. 図へ建-6~7, 10, 13 (参考) 図イ建-1(1/4) 添付説明書-建3-VI 添付説明書-建1

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板:	
	新設	鉄筋補強材	
5-c. 外壁更新	新設	鉄骨: 外壁下地材: あと施工アンカー: ガルバリウム鋼板:	
	既設	鉄骨:	

(参考)
添設建 2-VI.1.6-6 表
添付説明書-建2-付録2
添設建 3-VI.1.4-1 表
添設建 3-XI.3.8-1 表

245

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に
関する加工方法の記載の追加
であり、適合性評価への影
響はなく、加工施設の保
全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

表1 建-2-1 放射線管理棟 主要な構造物の仕様表(2/4)

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象箇所
耐震性能 向上	(1) 本体及び増築部 6-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: あと施工アンカー: 鋼板: (2) 本体 6-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: あと施工アンカー: シアコネクタ: (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 鉄骨ブレース新設 鉄骨: 6-d. 屋根面ブレース追加 鉄骨: 周囲のカセットプレート含む 6-e. 方柱追加補強 鉄骨: あと施工アンカー: あと施工アンカー:	(1) 本体及び増築部 6-a. 図1建-5~6, 11, 15~16, 21 6-c. 図1建-5(1/2), 図1建-1~6, 16 (2) 本体 6-b. 図1建-5, 13, 19 (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 図1建-5, 14, 20 6-d. 図1建-6 6-e. 図1建-6, 11, 12, 20 (参考) 図1建-1(1/4) 添付説明書-建2-III 添付説明書-建2-IV 添付説明書-建2- 付録2 (1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 6-g. 図1建-1~2, 5, 12, 14, 20 (2) 本体 6-h. 図1建-9, 12~ 13, 図1建-1~2 (3) 本体及び増築部 6-1. 図1建-9, 12, 図1建-1~2 (参考) 図1建-1(1/4) 添付説明書-建3-III 添付説明書-建3-IV
	耐震卷 性能向上	(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室 6-g. 外壁更新 外壁下地材: 外壁: 発泡性耐火被覆材: 鋼板: ALC: (2) 本体 6-h. 鉄筋補強 鉄筋補強材 鉄骨: (3) 本体及び増築部 6-1. 鉄原交換 鋼板:

注1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント⑥は表1建-2-2に示す。

表1 建-2-1 放射線管理棟 主要な構造物の仕様表(2/4)

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象箇所
耐震性能 向上	(1) 本体及び増築部 6-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: あと施工アンカー: 鋼板: (2) 本体 6-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: 鉄筋: あと施工アンカー: あと施工アンカー: シアコネクタ: (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 鉄骨ブレース新設 鉄骨: 6-d. 屋根面ブレース追加 鉄骨: 周囲のカセットプレート含む 6-e. 方柱追加補強 鉄骨: あと施工アンカー: あと施工アンカー:	(1) 本体及び増築部 6-a. 図1建-5~6, 11, 15~16, 21 6-c. 図1建-5(1/2), 図1建-1~6, 16 (2) 本体 6-b. 図1建-5, 13, 19 (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 図1建-5, 14, 20 6-d. 図1建-6 6-e. 図1建-6, 11, 12, 20 (参考) 図1建-1(1/4) 添付説明書-建2-III 添付説明書-建2-IV 添付説明書-建2- 付録2 (1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 6-g. 図1建-1~2, 5, 12, 14, 20 (2) 本体 6-h. 図1建-9, 12~ 13, 図1建-1~2 (3) 本体及び増築部 6-1. 図1建-9, 12, 図1建-1~2 (参考) 図1建-1(1/4) 添付説明書-建3-III 添付説明書-建3-IV
	耐震卷 性能向上	(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室 6-g. 外壁更新 外壁下地材: 外壁: 発泡性耐火被覆材: 鋼板: ALC: (2) 本体 6-h. 鉄筋補強 鉄筋補強材 鉄骨: (3) 本体及び増築部 6-1. 鉄原交換 鋼板:

注1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント⑥は表1建-2-2に示す。

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造物の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質		部材寸法		材質	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質	工事番号及び工事名称	区分
6-a. 壁新設補強	新設				新設
6-b. 壁骨打ち補強	新設				新設
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設				新設
6-d. 屋根面ブレース追加	新設				既設
6-e. 方柱追加補強	新設				新設
6-f. エキスパンションジョイント・カバ-改造	新設				新設
6-g. 外壁更新	新設				新設
6-h. 鉄骨補強	新設				新設
6-i. 鉄骨交換	新設				新設

(参考)
 添設建2-III.1.6-17表
 添設建2-VII.1.2-1表
 添付説明書-建2-付録2
 添設建3-III.1.4-1表
 添設建3-VII.1.4-1表
 添設建3-XI.3.8-1表

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造物の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質		部材寸法		材質	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質	工事番号及び工事名称	区分
6-a. 壁新設補強	新設				新設
6-b. 壁骨打ち補強	新設				新設
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設				新設
6-d. 屋根面ブレース追加	新設				既設
6-e. 方柱追加補強	新設				新設
6-f. エキスパンションジョイント・カバ-改造	新設				新設
6-g. 外壁更新	新設				新設
6-h. 鉄骨補強	新設				新設
6-i. 鉄骨交換	新設				新設

(参考)
 添設建2-III.1.6-17表
 添設建2-VII.1.2-1表
 添付説明書-建2-付録2
 添設建3-III.1.4-1表
 添設建3-VII.1.4-1表
 添設建3-XI.3.8-1表

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 4

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)	変更後	変更理由
		貫通部位置に関する記載を適正化するため。なお、壁貫通部は耐火シールを施しており、壁強度に影響を及ぼすものではないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。